

## 茨城県広域避難計画（案）

平 成 年 月

茨 城 県

## 目 次

第1 広域避難計画の策定	・・・	1
1. 策定の趣旨	・・・	1
2. 広域避難計画策定に当たっての基本的な考え方	・・・	1
第2 広域避難計画の基本的事項	・・・	2
1. 対象地域	・・・	2
2. 避難先地域	・・・	3
3. 避難ルート	・・・	4
4. 段階的な防護措置	・・・	6
第3 防災知識の普及・啓発及び広報の基本方針	・・・	7
1. 防災知識の普及・啓発	・・・	7
2. 広報の基本方針	・・・	7
第4 避難の流れ	・・・	8
1. 一般住民	・・・	8
2. 要配慮者	・・・	10
3. 児童・生徒への対応	・・・	12
4. 外国人への対応	・・・	12
5. 一時滞在者（観光客等）への対応	・・・	12
第5 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施	・・・	13
1. 安定ヨウ素剤の配布・服用	・・・	13
2. スクリーニングの実施	・・・	13
第6 避難住民の支援体制	・・・	14
1. 一般避難所の開設，運営等	・・・	14
2. 福祉避難所の開設，運営等	・・・	15
第7 避難状況の確認	・・・	16
1. 住民避難の確認方法	・・・	16
2. 避難者の安否確認	・・・	16
3. 行政窓口の設置	・・・	16
第8 今後の課題等	・・・	17

## 参考資料

# 第1 広域避難計画の策定

## 1. 策定の趣旨

本計画は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など必要な事項を定めるものである。

## 2. 広域避難計画策定に当たっての基本的な考え方

- (1) P A Z（原子力施設から概ね5 km圏内）を含む市町村においては、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、放射線被ばくによる確定的影響<sup>\*1</sup>を回避することとし、U P Z（原子力施設から概ね5 kmから30 km圏内）を含む市町村においては、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、放射線被ばくによる確率的影響<sup>\*2</sup>を可能な限り低減することを目指すものとする。

### ※1 確定的影響

一定量以上の放射線を受けると現れる影響。確定的影響は、放射線を受け量を一定量以下に抑えることで防ぐことができる。

### ※2 確率的影響

放射線を受け量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響。

- (2) 住民が円滑に避難が行えるよう、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示する。
- (3) P A Zを含む市町村はE A Lに基づき避難を先行させ、U P Zを含む市町村はO I Lに基づき段階的に避難する。
- (4) 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Zの区域外とすることとし、同一地区の住民の避難先は同一地区に確保するよう努めるものとする。
- (5) 一つの市町村の避難先が複数の市町村となる場合は、隣接している市町村（隣接する県）を受入先とする。
- (6) 要配慮者<sup>\*3</sup>については、より安全かつ迅速に避難を図るものとする。

### ※3 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等

- (7) 住民の避難手段については、自家用車避難を基本とする。また、要配慮者や自家用車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討する。
- (8) 複合災害における避難等についても想定する。

## 第2 広域避難計画の基本的事項

### 1. 対象地域

避難計画の対象とする区域は、東海第二発電所から概ね30km圏内の次に掲げる地域とする。

距離圏域	市町村名	地区名(字)	人口
0～5km	東海村	村松ほか26地区	37,438人
	日立市	久慈町ほか9地区	26,552人
	ひたちなか市	高野ほか2地区	14,828人
	那珂市	本米崎	1,077人
	小計		79,895人
5～10km	日立市	金沢町ほか13地区	49,073人
	ひたちなか市	中根ほか25地区	80,516人
	那珂市	菅谷ほか23地区	38,188人
	常陸太田市	幡町ほか21地区	17,845人
	小計		185,622人
10～20km	日立市	助川町ほか37地区	94,002人
	ひたちなか市	津田ほか71地区	61,716人
	那珂市	瓜連ほか14地区	14,975人
	常陸太田市	天神林町ほか62地区	30,924人
	水戸市	青柳町ほか196地区	232,903人
	大洗町	磯浜町ほか7地区	17,289人
	常陸大宮市	石沢ほか19地区	14,554人
	城里町	石塚ほか5地区	10,706人
	小計		477,069人
20～30km	日立市	川尻町ほか10地区	23,502人
	常陸太田市	大中町ほか14地区	6,036人
	水戸市	内原町ほか30地区	35,847人
	大洗町	成田町	1,039人
	常陸大宮市	舟生ほか44地区	24,478人
	城里町	阿波山ほか23地区	10,047人
	高萩市	島名ほか33地区	29,812人
	茨城町	長岡ほか37地区	33,804人
	鉾田市	徳宿ほか20地区	16,889人
	大子町	盛金ほか1地区	129人
	笠間市	旭町ほか35地区	36,310人
	小計		217,893人
計			960,479人

## 2. 避難先地域

30km圏避難地域		避難先候補地域
市町村名	人口	
東海村	37,438人	守谷市, 取手市, つくばみらい市
日立市	193,129人	福島方面
ひたちなか市	157,060人	土浦市, 小美玉市, 石岡市, かすみがうら市, 阿見町, 美浦村, 稲敷市, 行方市, 牛久市, 龍ヶ崎市, 河内町, 利根町, 埼玉・千葉方面
那珂市	54,240人	桜川市, 筑西市
常陸太田市	54,805人	大子町, 福島方面
水戸市	268,750人	古河市, 結城市, 五霞町, 境町, 八千代町, つくば市, 常総市, 坂東市, 下妻市, 栃木・群馬方面, 埼玉・千葉方面
常陸大宮市	39,032人	栃木・群馬方面
大洗町	18,328人	鹿嶋市, 神栖市
城里町	20,753人	栃木・群馬方面
茨城町	33,804人	潮来市, 神栖市,
高萩市	29,812人	北茨城市, 福島方面
鉾田市	16,889人	鉾田市, 鹿嶋市
笠間市	36,310人	栃木・群馬方面
大子町	129人	大子町
合計	960,479人	

### 3. 避難ルート

- ア. 広域避難ルートは、高速道路や国道など幹線道路を最大限活用し、別表のとおりとする。
- イ. 所在・関係周辺市町村は広域避難ルートを参考に、それぞれ避難ルートを定めるものとする。
- ウ. 高速道路のインターチェンジ及び周辺道路の構造等を検証し、必要な改修や緊急時の交通規制等について検討する。

## 別表

避難元市町村	地区名	ルート	避難先市町村
東海村	村松・駅東	国道245号 → ひたちなかIC	守谷市, 取手市, つくばみらい市
	舟石川・駅西, 白方, 石上等	東海スマートIC	
那珂市	PAZ(本米崎)	東海スマートIC	桜川市, 筑西市
	五台地区(後台・豊喰等)	水戸北スマートIC	
	那珂東・中央部	那珂IC	
	瓜連・那珂西部(旧瓜連・下江戸等)	日立笠間線 → 国道50号	
ひたちなか市	PAZ(長砂)	国道245 → ひたちなかIC	土浦市, 小美玉市, 石岡市, かすみがうら市, 阿見町, 美浦村, 稲敷市, 行方市, 牛久市, 龍ヶ崎市, 河内町, 利根町, 埼玉・千葉方面
	6号西側(津田東・後台等), 6号東側(田彦・高野等), 常磐線西側(堀口・市毛等), 那珂川沿岸(勝倉), 北部(佐和)	国道6号 → 水戸南IC	
	ひたちなかIC周辺(馬渡・新光町等), 磯崎阿字ヶ浦(磯崎町・阿字ヶ浦町), 平磯(平磯町等), 湊内陸部2(十三奉行・和尚塚等), PAZ近接(足崎), 勝田地区内陸部(後野・上野等), 常磐線東側(勝田中央・表町等), 那珂湊那珂線(大平)	国道245号 → ひたちなかIC	
	湊内陸部1(洞下町・館山等), 湊沿岸部(海門町・湊中央等)	国道245号 → 国道51号 → 水戸大洗IC	
日立市	PAZ(留町, 久慈町等)	日立南太田IC	福島方面
	北西部(東河内町, 入四間町等))	十王里美線 → 国道349号	
	北部・沿岸部(川尻町, 十王町友部等)	国道6号 → 高萩IC	
	中部・沿岸部(東滑川町, 天尻町等)	国道6号 → 日立北IC	
	南部・中部・沿岸部(水木町, 東大沼町等)	国道245号 → 日立北IC	
	中部・内陸部(森山町, みかの原等)	国道6号 → 日立中央IC	
高萩市	高萩北部(中戸川, 大能, 福平)	日立いわき線	北茨城市
	常磐線海側(東本町, 有明町等)	国道6号	福島方面
	常磐線陸側(本町, 大和町等)	高萩IC	
常陸太田市	PAZ隣接地区(堅磐町等)	国道293号 → 国道349号	福島方面
	里美地区(折橋町, 大管町等), 水府地区(柵谷町, 町田町等), 太田地区(山下町, 磯部町等)	国道349号	
	金砂郷地区(赤土町, 大里町等)	国道293号 → 国道118号	大子町, 福島方面
茨城町	6号西側北(大戸, 桜の郷等), 6号西側南(木部, 飯沼等)	茨城鹿島線	神栖市, 潮来市
	6号東側(長岡, 谷田部等)	水戸神栖線	
大洗町	全域	国道51号	鹿嶋市, 神栖市
常陸大宮市	大宮山方地区(塩原, 諸沢等)	国道118号 → 国道461号	栃木・群馬方面
	緒川地区(下檢沢, 氷之沢等)	国道293号	
	御前山地区(那賀, 国長等)	国道123号	
城里町	城北桂地区(石塚, 岩船等)	国道123号	栃木・群馬方面
	七会地区(増井, 上入野等)	水戸茂木線 → 国道123号	
笠間市	50号北側(大洲, 上市原等)	国道50号 → 笠間西IC	栃木・群馬方面
	友部地区(平町, 大田町等)	友部IC	
	友部JCT地区(柏井, 長免路等)	友部スマートIC	
水戸市	常澄地区(塩崎町, 下大野町等)	水戸大洗IC	古河市
	水戸東部(けやき台, 酒門)	水戸南IC	結城市
	水戸駅南・西部(見和, 見川)	茨城町西IC	群馬県
	水戸駅南・東部(笠原町, 吉沢町)	茨城町東IC	五霞町, 境町, 八千代町, 埼玉・千葉方面
	内原国道50号北(有賀町, 大足町等)	国道50号 → 笠間西IC	
	水戸駅北口地区(南町, 泉町等)	水戸北スマートIC	つくば市, 常総市, 坂東市, 下妻市, 埼玉・千葉方面
	岩間街道沿線(河和田, 鯉淵町等)	友部スマートIC	
	水戸駅北口大工町西(双葉台, 石川等)	水戸IC	
大子町	盛金, 北富田	国道118号	町内
鉾田市	鉾田海側(玉田, 縦山等)	国道51号	市内, 鹿嶋市
	鉾田中央(下太田, 徳田等)	下太田鉾田線	
	鉾田西部(紅葉, 舟木等)	鉾田茨城線	

#### 4. 段階的な防護措置

県及び所在・関係周辺市町村は、住民等が速やかにUPZの区域外に避難できるよう、以下のとおり段階的な防護措置を実施する。

区 分		PAZ	UPZ	UPZ外	
EALに基づく防護措置	警戒事態	住民等			
		要配慮者※	・避難準備 (避難先, 輸送手段の確保等)		
	施設敷地緊急事態	住民等	・避難準備 (避難先, 輸送手段の確保等)	・屋内退避準備	
		要配慮者※	・避難の実施	・屋内退避準備	
	全面緊急事態	住民等	・避難の実施	・屋内退避の実施	・屋内退避の注意喚起
		要配慮者		・屋内退避の実施 ・避難準備 (避難先, 輸送手段の確保等)	・屋内退避の注意喚起
OILに基づく防護措置	OIL1 500 $\mu$ Sv/h  (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		[要配慮者, 住民等]  数時間内を目途に区域を特定し, 避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)		
	OIL2 20 $\mu$ Sv/h  (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		[要配慮者, 住民等]  1日以内を目途に区域を特定し, 地域生産物の摂取を制限するとともに, 1週間程度内に一時移転を実施。		

※ 警戒事態及び施設敷地緊急事態の要配慮者については、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。）を指す。

### 第3 防災知識の普及・啓発及び広報の基本方針

#### 1. 防災知識の普及・啓発

県及び所在・関係周辺市町村は、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する事項について、普及・啓発に努めるものとする。

<原子力の基礎知識の例>

- ・ 原子力発電の仕組み
- ・ 県内原子力施設の概要
- ・ 放射性物質，放射線の性質
- ・ 放射線による健康への影響
- ・ 環境放射線の監視 など

<原子力防災対策の例>

- ・ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容
- ・ 原子力災害時の住民への広報手段
- ・ 各地区ごとの避難所，一時集合所，避難ルート，スクリーニング場所
- ・ 避難の方法，避難開始時期，屋内退避の時期・方法
- ・ 安定ヨウ素剤の効果，副作用及び配布場所
- ・ 避難所での生活方法 など

#### 2. 広報の基本方針

- (1) 事故発生時の住民の混乱を防止するため，住民への情報提供，勧告，指示の伝達，報道機関への情報提供に関し，国，県，所在・関係周辺市町村，防災関係機関及び事故発生事業者は密接に連携し広報を行うものとする。
- (2) 災害や防災に関する情報の伝達は，防災行政無線，テレビ・ラジオ，ホームページ，広報車等を効果的・効率的に活用し，繰り返し広報することとする。
- (3) 情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため，特段の状況変化がなくても，定期的な情報提供を行うものとする。
- (4) 情報の提供に際しては，情報の発信元を明確にし，わかりやすい広報に心がけるとともに，視聴覚障害者や外国人等にも配慮し，報道機関等の協力を得て，テレビやラジオ等における字幕や文字放送，外国語による放送等を活用するものとする。

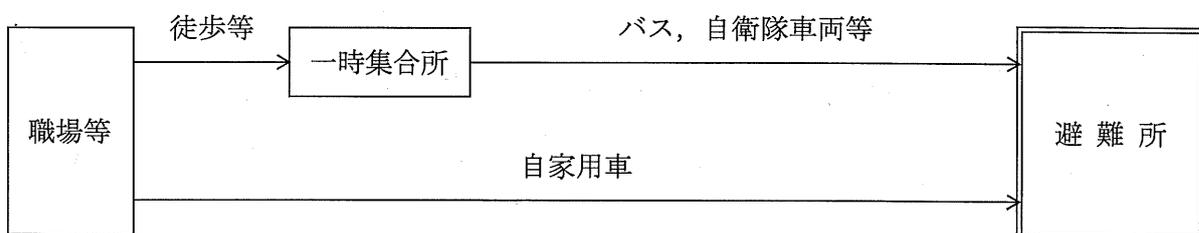
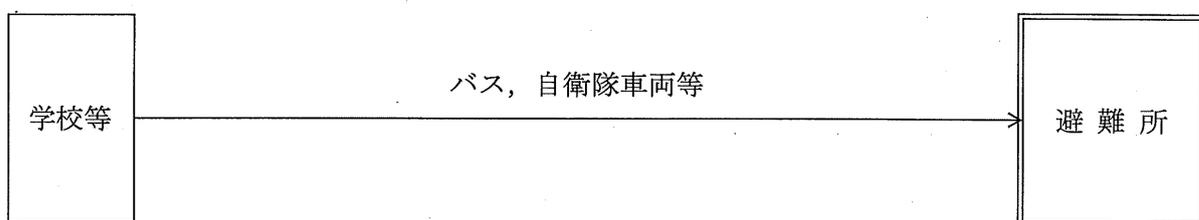
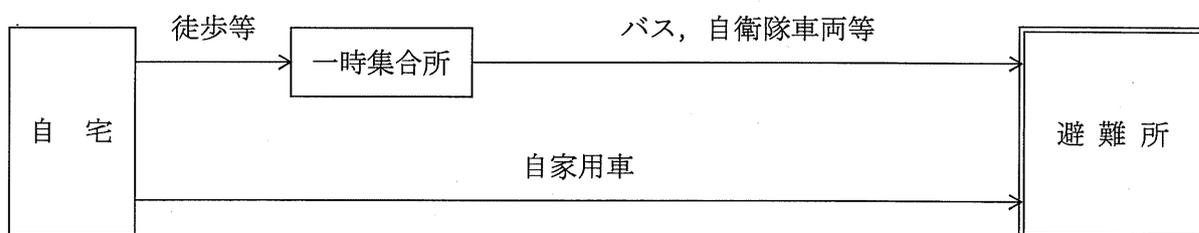
## 第4 避難の流れ

### 1. 一般住民

#### (1) PAZ圏内

避難の指示があった場合は、滞在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために一旦自宅に戻ることは妨げない。

- ・ 自宅  
自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による集団避難
- ・ 学校等  
児童、生徒等が学校にいる場合はバス等による集団避難
- ・ 職場等  
自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による集団避難



(2) UPZ圏内

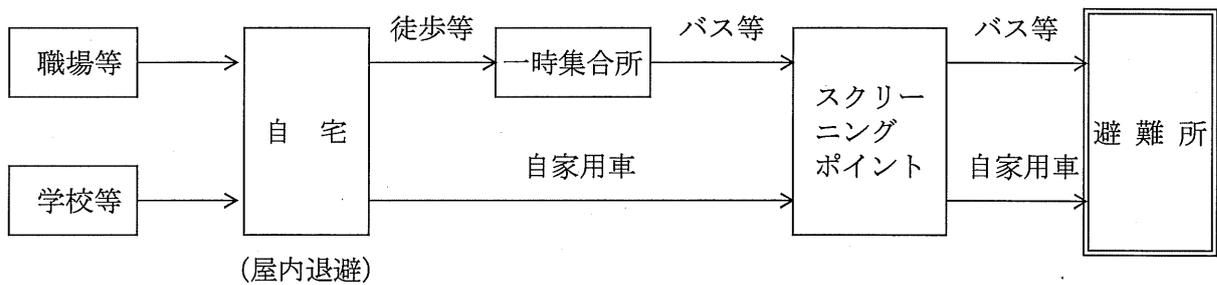
ア. 屋内退避の指示が発せられた段階では、自宅に帰宅することを原則とする。ただし、自宅のある地域が既に避難の対象となり、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避する。

イ. 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始する。

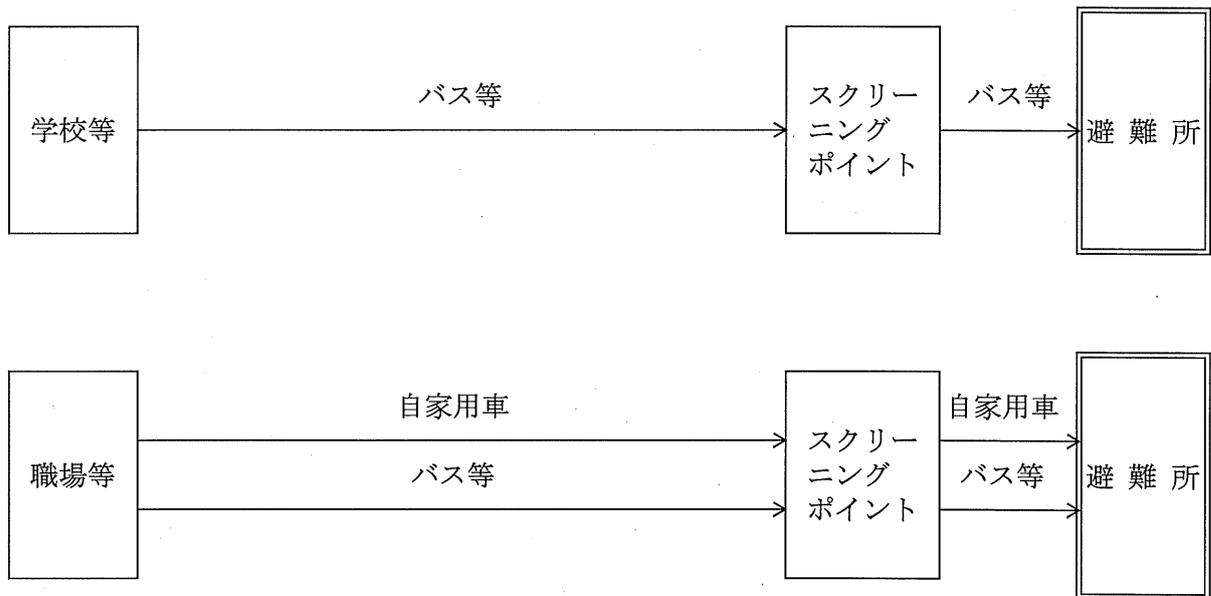
ウ. 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により集団で避難する。

エ. 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、スクリーニングを実施するものとする。

○ 原則



○ 帰宅が困難な場合



## 2. 要配慮者

要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い迅速な避難を実施するものとし、放射性物質の放出の恐れがある場合や、避難の実施によりかえって健康リスクが高まる等の場合は、状況に応じて屋内退避を行う。

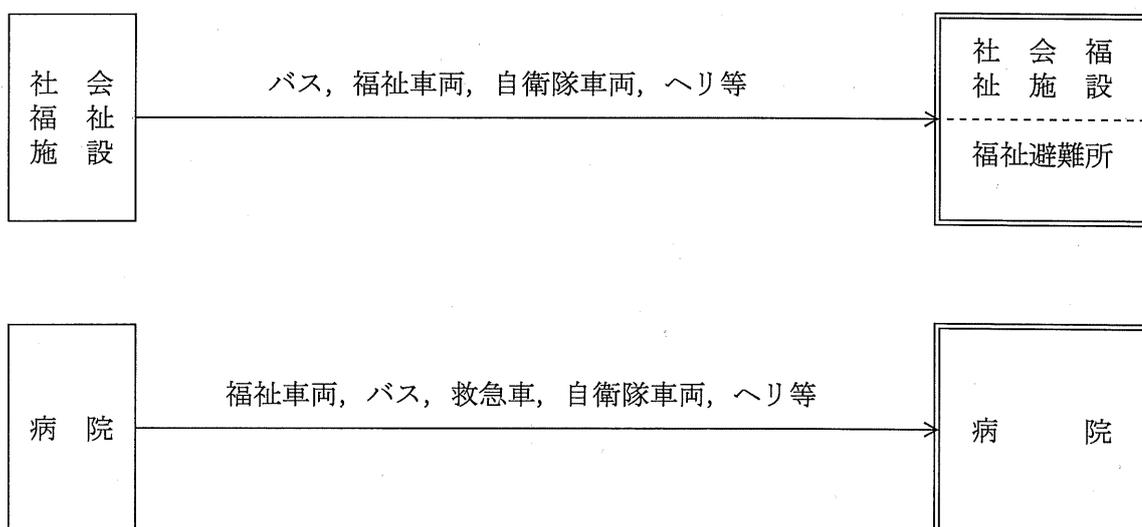
### (1) P A Z 圏内

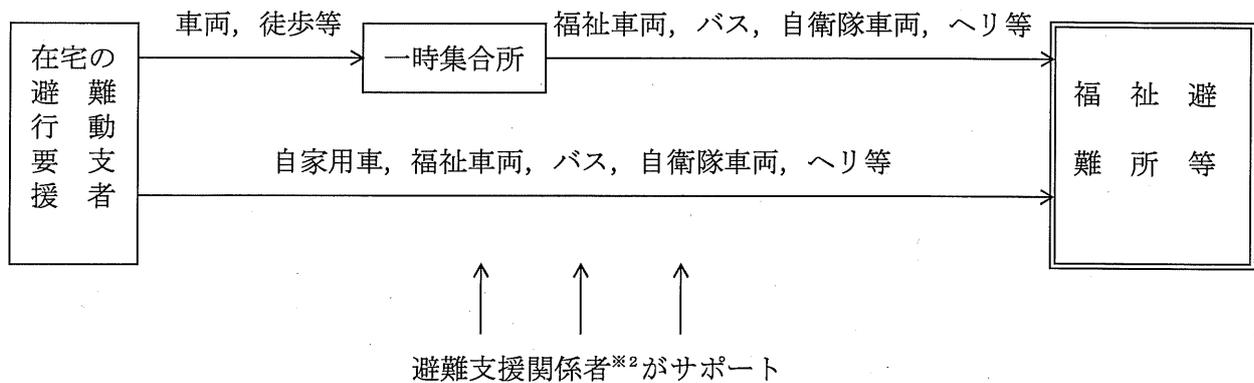
警戒事態の段階において避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階において避難を開始する。なお、事態の進展等により避難より屋内退避が優先される場合は、屋内退避とする。

- ・ 社会福祉施設等入所者  
あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難
- ・ 病院等入院患者  
あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第入院患者を病院等へ避難
- ・ 在宅の避難行動要支援者<sup>\*1</sup>  
あらかじめ定められた個別計画等に基づき、一般の避難所へ避難することとし、必要に応じて福祉避難所へ避難

※1 災害時に自力で避難できない者及び避難に時間を要する者などで家族などの支援が望めない者のうち、次に掲げる者

- ・ 独り暮らし、高齢者のみの世帯等で、寝たきり、認知症等により自力で避難することに支障が生ずる恐れのある方
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者で、重度の障害により自力で避難することに支障が生ずる恐れのある方
- ・ 妊婦及び乳幼児
- ・ 人工呼吸器を使用している等の重症難病患者





※2 消防機関，県警察，民生委員，市町村社会福祉協議会，自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

## (2) UPZ圏内

- ・ 社会福祉施設等入所者  
あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し，準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難
- ・ 病院等入院患者  
あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し，準備が整い次第入院患者を病院等へ避難
- ・ 在宅の避難行動要支援者  
あらかじめ定められた個別計画等に基づき，一般の避難所へ避難することとし，必要に応じて福祉避難所へ避難

## (3) 避難手段

- ア. 社会福祉施設，病院等は，あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。
- イ. 県及び所在・関係周辺市町村は，国や関係機関の協力を得て，社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力する。
- ウ. 県は，自主防災組織，ボランティア等の協力に加え，警察，自衛隊，海上保安庁，運輸事業者等とあらかじめ協議し，災害時要援護者の避難手段確保の手順，体制を整える。
- エ. 所在・関係周辺市町村は，あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を，消防団，自主防災組織等の協力を得て行う。

## (4) 屋内退避

病院や社会福祉施設の管理者は，早期に避難することが困難な要配慮者が一時的に屋内退避できるよう，施設の放射線防護対策等に努めるものとし，県や国はその取組を支援する。

### 3. 児童・生徒への対応

学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害時における児童・生徒等の避難先や、保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

### 4. 外国人への対応

- (1) 県及び所在・関係周辺市町村は、東海第二発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行う。
- (2) 外国人からの問い合わせ等に対応するため、県は関係機関と連携して相談窓口を設置し総合的な相談に応じる。

### 5. 一時滞在者（観光客等）への対応

- (1) 県及び所在・関係周辺市町村は、観光客等一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告することとし、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。
- (2) 避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により避難を行う。その際、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用させる。

## 第5 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

#### (1) PAZ圏内

- ア. 施設敷地緊急事態の時点において、安定ヨウ素剤が事前に配布された住民に対し、防災無線や広報車等を用いて安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。
- イ. 全面緊急事態に至った時点で、県は避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示する。
- ウ. 事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない場合は、避難の際に市町村から追加配布される安定ヨウ素剤を服用し避難する。

#### (2) UPZ圏内

- ア. 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。
- イ. 安定ヨウ素剤の配布については、複数の受け渡し窓口を設けるなど、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

### 2. スクリーニングの実施

- ア. スクリーニングは、避難住民や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行う。
- イ. 県は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い住民等のスクリーニング及び除染を行う。
- ウ. スクリーニングの対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民を除く。）及びその携行物品等とする。
- エ. スクリーニング実施場所については、避難指示を受けた住民が避難所まで移動する経路に面し、発電所からの距離が概ね30km以上離れた大きな駐車場及び大きな建物がある場所を基本に、県及び所在・関係周辺市町村が協議して選定する。  
ただし、これにより難しい場合には、国や避難元及び避難先市町村、施設管理者等と協議のうえ、決定する。

## 第6 避難住民の支援体制

### 1. 一般避難所の開設、運営等

#### (1) 開設・運営等

ア. 避難開始当初においては、避難指示を行った市町村（以下、「避難元市町村」という。）は、住民の送り出しに全力をあげなければならないため、避難所の開設、避難住民の受入業務については、避難を受け入れる市町村（以下、「避難先市町村」という。）が行うものとする。

また、県有施設での避難住民の受入は、県が主体的に行うことを基本とする。

イ. 避難元市町村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難住民及びボランティア等の協力を得て行うことができる。

ウ. 避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努める。

エ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず施設管理者が引き続き行う。

オ. 避難住民が避難所の収容人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じる又はその恐れがある場合は、県と避難元及び避難先市町村は、協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

#### (2) 避難物資の確保

ア. 避難に際して必要となる食糧や毛布等については、県及び避難元市町村が備蓄する物資を活用するほか、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し迅速に確保する。

イ. 関係機関や他地域等から食糧や資機材、物資の支援が、迅速かつ円滑に受けられるよう、国と連携しながら早期に体制を整える。

#### (3) 避難住民の記録（避難者名簿）

避難元市町村は、避難者名簿を家族単位で作成する。

#### (4) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化する場合に備え、県は、国及び避難元市町村と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備する。

イ. 県、国及び避難元市町村等は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等のあっせん及び活用等により避難所の早期解消に努め、避難者の生活環境の改善を図る。

## 2. 福祉避難所の開設，運営等

### (1) 開設・運営等

福祉避難所の開設は，避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。

### (2) 要配慮者のケア

ア．在宅の要配慮者については家族が，社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。

イ．県及び避難元市町村は，ケア要員の不足が生じ又はそのおそれがある場合は，国や避難先自治体等に要請し，医療，福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

### (3) 資機材・物資の確保

ア．県及び避難元市町村は，要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド，医薬品等）について，自ら備蓄するものを活用するほか，必要に応じ国や関係事業者，避難先自治体等に要請し確保する。

イ．関係機関や他地域等からの物資の支援が，迅速かつ円滑に受けられるよう，国と連携しながら早期に体制を整える。

### (4) 避難が長期化した場合の対応

国及び県は，避難が長期化すると見込まれる場合，所在・関係周辺市町村，社会福祉施設等と連携し，避難住民が社会福祉施設，仮設住宅，賃貸住宅等に移転できるよう早期に調整を進める。

## 第7 避難状況の確認

### 1. 住民避難の確認方法

- ア. 住民は、避難する際、各世帯で避難済の目印を玄関等に表示する。
- イ. 警察、消防団等は、あらかじめ分担する区域を決めて、避難の有無を確認する。

### 2. 避難者の安否確認

避難元市町村は、指定避難所以外に避難した住民の安否確認についても確認をする。

### 3. 行政窓口の設置

避難元市町村は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先市町村内に設置するものとする。

## 第8 今後の課題等

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映していくものとする。

### ア. 避難先自治体との連携強化

- ・ 避難先市町村との情報連絡体制や避難所等の運営方法
- ・ 避難元市町村と避難先市町村との協定締結

### イ. スクリーニング体制

- ・ スクリーニングを実施する要員の確保、資機材の調達、実施場所の確保等

### ウ. 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・ 緊急時配布の現実的な方法の検討

### エ. 要配慮者に係る避難体制

- ・ 病院や社会福祉施設における要配慮者の避難に必要となる救急車や福祉車両などの搬送手段の確保や医療・介護要員の確保

### オ. 複合災害時に係る対応

- ・ 複合災害時における第2の避難先の確保や道路等の被災状況の住民への情報提供等